

愛媛県報

発行 愛媛 媛県

平成22年 5 月18日火曜日 第2167号

\Diamond	目	次	\Diamond
	告	示	

大規模小売店舗の新設の届出の取下げ369
大規模小売店舗の新設の届出の概要等369
大規模小売店舗の変更の届出の概要等370
土地改良事業の工事の完了370
愛媛県証紙売りさばき人の指定370
土地改良区役員の就退任の届出(4件)37
土地改良区の定款変更の認可372
市営土地改良事業の計画の変更等の同意372
開発行為に関する工事の完了372
道路の区域変更(一般国道 378 号)372
道路の供用開始 (") 373
道路の区域変更(一般国道 378 号)375
道路の供用開始 (") 373
公告
争議行為の通知の公表
選挙管理委員会告示

生学官理安貝安古亦

告 示

○愛媛県告示第596号

大規模小売店舗の新設の届出の概要等(平成21年12月愛媛県告示第2127号)によりその概要を告示した大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成22年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大 規	模 小 売 店 舗	取下
名 称	所 在 地	年月日
マルナカ伊予店	伊予市灘町字西355番 1	平成22年 4月14日

○愛媛県告示第597号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年 5 月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ伊予店

伊予市灘町字西355番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルナカ

香川県高松市円座町1001番地

代表取締役 中山 芳彦

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルナカ

香川県高松市円座町1001番地

代表取締役 中山 芳彦

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成22年12月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2 477平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数

109台

イ 駐輪場の収容台数

71台

ウ 荷さばき施設の面積 105.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 66.0立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時40分から午前0時20分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 4 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで
- 2 届出年月日

平成22年 4 月26日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域 の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者 は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出 することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第598号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成22年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の年月日	雇 出 年 月 出
松山三越・ファッション タウンアヴァ	松山市一番町三丁目 1番地1 他	大規模小売店舗の名称	三越松山支店・ファッ ションタウンアヴァ	松山三越・ファッショ ンタウンアヴァ	平成22年 4月1日	平成22年 5月6日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	松山総合開発株式会 社 代表取締役 西村仁志 外1者	松山総合開発株式会 社 代表取締役 平原立志 外1者	平成20年 6 月27日	
		大規模小売店舗内において小 売業を行う者	株式会社三越外28者	株式会社松山三越外 22者	平成22年 4月1日 外	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第599号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和 24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
一般農道整備事業	三瓶北地区	平成22年 3 月28日

○愛媛県告示第600号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

- 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 - - 10 -

平成22年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売	IJ	ਣੇ	ば		き		人		売	11	+	I -I °	き	所	指定年月日
番号	住		所	氏	名	又	は	名	称	70	')	9	ば	c	PII	拍足平月口
伊第 18号	伊予市米湊820番地			伊予市						伊予市米》 伊予市役局)番地				平成22年7月1日

○愛媛県告示第601号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任 した旨の届出があった。

平成22年5月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	高須	賀		要	松山市朝生田町二丁	目 2 番15号
"	朝!	野	武	雄	松山市朝生田町七丁	目 7 番21号
"	佐	藤	幸	久	松山市朝生田町三丁	目 4 番25号
"	朝!	野	芳	雄	松山市朝生田町七丁	目 8 番28号
"	前		善次	欠郎	松山市朝生田町二丁	目3番3号
"	池	田	三喜	喜雄	松山市朝生田町二丁	目6番8号
"	朝	村		睦	松山市朝生田町七丁	目 5 番25号
監事	松:	本	淳	_	松山市朝生田町三丁	目 5 番32号
"	松:	本	誠	_	松山市朝生田町三丁	目 5 番18号

退任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	高須賀	要	松山市朝生田町二丁目 2番15号
"	朝野	武雄	松山市朝生田町七丁目7番21号
"	八塚	茂敏	松山市朝生田町二丁目8番18号
"	朝井	孝 雄	松山市朝生田町七丁目14番45号
"	前	善次郎	松山市朝生田町二丁目3番3号
"	池田	三喜雄	松山市朝生田町二丁目6番8号
"	朝村	睦	松山市朝生田町七丁目 5 番25号
監事	松本	淳一	松山市朝生田町三丁目 5 番32号
"	朝野	芳 雄	松山市朝生田町七丁目 8 番28号

○愛媛県告示第602号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成22年 5 月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

就任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	竹	内	嘉	重	松山市高岡町260番地	
"	_	色	政	則	松山市高岡町674番地	
"	松	村	_	博	松山市高岡町611番地	
"	崎	Щ		勇	松山市高岡町112番地	
"	清	水	俊	弘	松山市高岡町605番地	
"	長	野		悟	松山市高岡町266番地	
監事	Ξ	好	陽	造	松山市高岡町559番地	
"	崎	Щ	_	生	松山市高岡町52番地	
"	貞	徳	勇	児	松山市高岡町695番地	

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	竹	内	嘉	重	松山市高岡町260番地	
"	_	色	政	則	松山市高岡町674番地	
"	松	村	_	博	松山市高岡町611番地	
"	崎	Щ		勇	松山市高岡町112番地	
"	清	水	俊	弘	松山市高岡町605番地	
"	長	野		悟	松山市高岡町266番地	
監事	Ξ	好	陽	Ξ	松山市高岡町559番地	
"	崎	Щ	_	生	松山市高岡町52番地	
"	貞	徳	勇	児	松山市高岡町695番地	

○愛媛県告示第603号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市福角町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成22年 5 月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	乗 松	仁志	松山市福角町甲1680番地 3
"	乗 松	政 文	松山市福角町甲228番地 3
"	岡本	正博	松山市福角町甲846番地 4
"	石 松	英 樹	松山市権現町 1 番地
"	石 丸	幹 夫	松山市福角町甲540番地 4
"	石 丸	正孝	松山市福角町甲747番地
"	石 丸	史 朗	松山市福角町甲1632番地 3
"	井 上	徹 郎	松山市福角町甲1731番地
"	乗 松	悟	松山市福角町甲330番地
監事	石 丸	孝 義	松山市福角町甲816番地 1
"	乗 松	克志	松山市福角町甲1661番地 2
"	石 丸	正樹	松山市権現町128番地 1

退任

役員の種類	氏	氏 名		名	住 所
理事	乗	松	豊	和	松山市福角町甲1645番地
"	乗	松	政	文	松山市福角町甲228番地 3
"	岡	本	正	博	松山市福角町甲846番地 4
"	石	丸	正	樹	松山市福角町甲128番地 1
"	石	丸	幹	夫	松山市福角町甲540番地 4
"	石	丸	正	孝	松山市福角町甲747番地
"	高	橋	英	明	松山市福角町甲1505番地
"	井	上	徹	郎	松山市福角町甲1731番地
"	乗	松		悟	松山市福角町甲330番地
監事	岡	本	正	邦	松山市福角町甲862番地
"	乗	松	仁	志	松山市福角町甲1680番地 3
"	高	橋	Ξ	郎	松山市福角町甲607番地 2

○愛媛県告示第604号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任 した旨の届出があった。

平成22年5月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

就 任

役員の種類	氏	名	住	所				
理事	遠藤	宗敏	松山市安城寺町975番地 2					
"	本 田	昭 一	松山市安城寺町1652番地					
"	芳之内	正幸	松山市安城寺町993番地					
"	野本	健一郎	松山市安城寺町1236番地 2					
"	渡 部	潤一郎	松山市安城寺町1229番地					
"	洲之内	長	松山市安城寺町1206番地					
"	松本	重喜	松山市安城寺町768番地					
"	渡 部	孝志	松山市安城寺町1245番地 2					
"	氏川	栴 三	松山市安城寺町161番地3					
"	重松	和 彦	松山市安城寺町1221番地					
"	矢 野	徹	松山市安城寺町1580番地					
"	田所	政 臣	松山市安城寺町1048番地8					
"	芳之内	省 平	松山市安城寺町1286番地					
"	乗 松	昭 夫	松山市安城寺町1095番地					
"	乗 松	直英	松山市安城寺町989番地					
"	白 石	雄一	松山市安城寺町1533番地 2					
"	光宗	政 治	松山市安城寺町1217番地					
監事	瀧本	久 志	松山市安城寺町1325番地3					
"	光宗	等	松山市安城寺町633番地					
"	岡	眞 夫	松山市安城寺町1054番地 1					

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	芳ノ内	方 文	松山市安城寺町1596番地	
"	佐 野	建一	松山市安城寺町1107番地	

"	芳之内 正 幸	松山市安城寺町993番地
"	渡 部 延 樹	松山市安城寺町1230番地
"	渡 部 潤一郎	松山市安城寺町1229番地
"	洲之内 長	松山市安城寺町1206番地
"	松本重喜	松山市安城寺町768番地
"	渡部昌俊	松山市安城寺町1231番地
"	氏 川 栴 三	松山市安城寺町161番地3
"	重松和彦	松山市安城寺町1221番地
"	矢 野 芳 德	松山市安城寺町1607番地
"	田所政臣	松山市安城寺町1048番地8
"	芳之内 有 平	松山市安城寺町1286番地
"	乗 松 昭 夫	松山市安城寺町1095番地
"	乗 松 直 英	松山市安城寺町989番地
"	松本博明	松山市安城寺町1636番地 1
"	光 宗 政 治	松山市安城寺町1217番地
監事	瀧本朝久	松山市安城寺町1282番地
"	光 宗 等	松山市安城寺町633番地
"	有 田 慰 憲	松山市安城寺町1244番地
	<u> </u>	

○愛媛県告示第605号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 松山市吉藤土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 5 月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

○愛媛県告示第606号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、東温市から協議のあった土地改良事業(ほ場整備事業・樋口地区)の計画の変更に平成22年4月30日同意した。

平成22年 5 月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

○愛媛県告示第607号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成22年5月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 恭 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建(開)第9号 平成22年5月11日	東温市下林字上千原甲2050番 1	伊予郡松前町大字筒井311番地 野 中 敏 郎

○愛媛県告示第608号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧·新 別	敷幅	地の員	延	長	備	考
一般国道		378号		宇和島市吉田町法花津字小深浦	前1番耕地11番2から	旧		ル ~29 .0 ~29 .0	キロメ 02 02	76		
一放当追		3/05		同町法花津字宮ノ浦1番耕地1	73番まで	新		~ 59 D ~ 59 D	0 2 0 2			

○愛媛県告示第609号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		378号		宇和島市吉田町同町法花津字宮				016			平成22年 5 月18日

○愛媛県告示第610号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷地幅	の員	延長	備考
	378号	378문		宇和島市吉田町法花津字宮 <i>ノ</i>	浦1番耕地190番1地先から	IΒ	メートル 6.0~		キロメートル 0.090	
一般国道		同町法花津字宮ノ浦1番耕地	同町法花津字宮ノ浦1番耕地225番地先まで				0 .090			

○愛媛県告示第611号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		378号		宇和島市吉田町同町法花津字宮				地先から			平成22年 5 月18日

公 告

〇公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成22年5月7日あったので公表する。

平成22年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成22年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成22年5月18日正午より本問題が解決に至る間

3 場所 財団法人真光会

松山市南高井1491

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独 又は併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 平成22年 5 月18日

ž	マの表の改正前の	D欄に掲げる規ジ	定を同表の改正征	後の欄に掲げる 規	定に下続		選挙官埋委員会会に改正する。	安貝卡 四	健
		改	正 後				改	正 前	
1	省略 介護老人保健	施設			1 2	省略 介護老人保健	聿施 設		
	名 称	所 ā	在 地	指定年月日		名 称	所 i	生 地	指定年月日
	省略					省略			
						<u>老人保健施設</u> <u>じゅ</u>	あい 松山市東	<u> </u>	平成 5 年 7 月16日
	省略					省略			
3	老人ホーム		,		3	老人ホーム	,		
	名 称	種類	所 在 地	指定年月日		名 称	種類	所 在 地	指定年月日
	省略					省略			
						愛寿荘	特別養護老人	松山市東方町	町 昭和60年9月
							<u>ホーム</u>	甲813	27日
	省略					省略			
						道後	特別養護老人	松山市溝辺町	<u>平成10年4月</u>
							ホーム	<u>539 - 1</u>	24日
						<u>道後</u>	軽費老人ホー	松山市溝辺町	_
							<u> </u>	<u>539 - 1</u>	29日
	省略					省略			
						特別養護老人	特別養護老人	松山市南斎	完 平成18年3月
						<u>ホームさや</u>	<u>ホーム</u>	町1158	31日

4 省略

省略

省略

4 省略

ゃ

省略

省略

伊予あいじゅ

ケアハウスさ 軽費老人ホー

<u>ホーム</u>

特別養護老人

松山市南斎院

伊予市宮下

<u>1224 - 1</u>

町1158

平成18年3月

<u>平成7年1月</u>

31日

13日

平成22年5月18日 発行 374